

第5章 地域福祉の担い手づくり

地域福祉に貢献されている民生委員・児童委員、校区福祉委員会、自治会などの方々に加え、子どもから高齢者までより多くの市民に地域福祉活動に携わっていただけるような取り組みを推進するとともに、ボランティア活動やNPOなどの団体活動の促進を図っていきます。また、地域福祉についての関心を深めるための福祉教育を充実していきます。

(1) ボランティア、NPO等の活動

①現状

- 地域福祉活動においては、多くの地域住民がボランティアとして参加し、そうした人々の力で活動が支えられています。地域福祉の取り組みを進めるうえで、ボランティアの力はなくてはならないものです。
- 現在、市や社会福祉協議会において、ボランティア体験などの取り組みを推進しています。小中学生の福祉教育、ボランティアスクールの実施、夏休み期間のボランティア体験などを通じて、多くの人にボランティアを体験してもらう機会をつくっています。
- また、市民に対してボランティア、NPOの情報を提供し、ボランティアの意義やNPO活動の紹介を行っており、市民へのボランティア活動、NPOの活動の周知、啓発に努めています。
- アンケートでは、今までボランティア活動に参加したことのない人や現在参加していない人のうち、今後については活動してみたいとの意向を持つ人が多くなっています。
- 一方、地域懇談会では、地域に対する関心を持たない人が増えているという声が多く寄せられていますが、それでも、声をかければ出てきてくれるという意見もあり、参加者の掘り起こしに熱心に取り組んでいる地域も少なくありません。
- しかし、活動の担い手であるボランティアが高齢化し、人材が不足している状況において、活動における負担が一部の人に集中しているという声も多く聞かれます。
- ボランティア団体やNPOなどの市民活動団体の事業活動資金は、会員の会費や賛同者の寄付からまかなわれていますが、多くの市民活動団体は活動資金不足の状態です。
- 社会福祉協議会が運営する市民福祉活動センターでは、校区福祉委員会や福祉団体、ボランティアなどの市民福祉活動に対する支援のほか、NPOへの支援、企業や社会貢献活動団体などとの連携・協働を図っています。
- 社会福祉協議会に事務局のあるボランティア連絡会では、ボランティアおよびボランティア団体相互の連絡・調整を図り、組織的に市民へのボランティア活動の啓発を行っています。
- 本市には、大学、企業等の立地が多く、これらの存在は本市の大きな特徴にもなっています。こうした事業主体が地域と関わりを持ち、ボランティア等に参加することは、本

市の地域福祉の基盤を一層強固にすることにつながります。

- 社会福祉協議会と東大阪経営者協会が協働でボランティア体験プログラムメニューを実施するなどの取り組みを進めています。また、青年会議所の地域貢献活動、大学生によるボランティアなど、多様な活動主体が地域福祉の担い手として活動しています。
- 大阪府が認証するNPO法人のうち、東大阪市に所在する団体数は、平成20年度において100団体程度であり、高齢者、障害者、子どもにかかる福祉活動を行う団体も増加しています。

②課題

- 国の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が、『地域における「新たな支え合い」を求めて～住民と行政の協働による新しい福祉』という報告書（平成20年3月）をまとめており、その中で、地域福祉の推進のための「共助」の拡大・強化を提唱しています。この報告書では、地域における「新たな支え合い」（共助）の確立をめざすために、「地域福祉推進を担う住民の主体形成」、「地域福祉のコーディネーターの設置」、「既存施策の見直し」等が打ち出されました。
- この報告書では、ボランティア活動に関して、「ボランティア活動は、社会福祉の担い手を確保するという意味をもつだけでなく、活動の担い手の自己実現意欲を満たし、社会に新たな支え合いを実現するものであることから、ボランティアのそのような意義を再確認し、活動の場の提供を進める必要があるのではないか」と提言しています。
- 本計画においても、このような新たなボランティア像をふまえ、ボランティアを「地域福祉に貢献する貴重な人財」であり、ボランティア活動を通して「自己実現と社会参加をめざす主体的かつ自発的人財」と位置づけていくことが必要です。
- 現状では、市民は比較的ボランティア活動に参加したい意向を持っていますが、一方、地域の現場においては担い手がないという実態が見られます。地域活動におけるボランティアの意義を広く啓発するとともに、地域においても新しい人が活動に参加しやすい環境づくりに取り組むなど、地域特性を活かした工夫を促進していくことが必要です。
- 若年層や勤労者層、子ども等がボランティア活動に参加しやすくなるような取り組みを進めることが必要です。特に、団塊の世代、高齢者の参画について工夫していくことが求められます。
- さまざまな分野のボランティア活動を母体とするNPOの育成を図るとともに、NPOと地域との連携を進めていくことが必要です。
- 今後もボランティア活動、NPOに関する情報発信を強化していく必要があります。
- ボランティア団体、NPOなどの市民活動団体が事業運営をしていくためには、いかに多くの支援者から賛同を得て、事業運営に協力してもらうかが課題としてあげられます。
- 地域福祉の担い手として、学校、企業等との一層の交流・連携を進めていく必要があります。また、地域とのつながりづくりを支援していくことが必要です。
- 活動主体として、福祉サービス事業者や福祉施設、専門職・事業者等の団体（社会福祉士会、介護支援専門員協会等）などとの協働を模索し、専門性を活かした地域福祉の担い

手として連携を強化していく必要があります。

③施策の展開

■活動の基盤づくり

様々な住民や団体の誰もが自由に地域福祉活動に参加でき、情報の共有をはじめ、団体や住民間の交流や連携を図っていく場である、地域福祉のプラットフォーム（みんなが出会う場）としての機能を充実させ、地域福祉活動を推進する基盤づくりに努めます。

■担い手の育成

地域福祉活動により多くの市民が関心を持ち、ボランティアの意義を理解し、参加してもらえるよう、若年層や勤労者層、特に今後、地域における活動の大きな力となり得る団塊世代など多様な層の人々に働きかけ、活動の担い手を育成していくための方策を実施していきます。

■ボランティア・NPOに関する取り組みの充実

ボランティア・NPOに関する事業やイベント、体験などの行事を通して、幅広い層の人々がボランティア・NPOに対する興味や関心を持てるような取り組みの機会をさらに充実させていきます。

■ボランティア団体、NPOが自立するための支援

ボランティア団体、NPOに対して、市の助成金だけでなく、企業等の助成金などの情報を提供したり、組織運営等に関する講座の開催や団体同士の交流、また、コミュニティ・ビジネス^(注)などの情報を提供することにより、自立し、安定した活動につながるような支援を図ります。

■学校、企業等との交流・連携

学校、企業等も地域福祉の担い手として重要であることから、地域との関わりを深め、一層の交流・連携を図っていきます。

(2) 福祉教育

①現状

■地域懇談会では、市民の社会的マナーの低下や福祉に関心のない人が増えているといった声が聞かれ、子どもだけでなく一般市民への教育が大切であるという意見が出ており、福祉教育の重要性が認識されています。また、計画にかかる策定会議の各委員の間でも同様の認識がされています。

■地域における住民同士の支え合いを進めるうえで、自らが意識をもって自分の安全を守る自助、互いに助け合う共助の意識をすべての市民が日頃からもつことが重要です。

■児童、障害者、高齢者、その他社会的支援が必要な方々への正しい理解や、その方々を取り巻く環境などに対する正しい理解は、市民一人ひとりに対する人権の尊重につながるものです。

- 平成17年11月に、全国社会福祉協議会から「地域福祉を推進するための福祉教育」という考え方が打ち出されました。福祉教育は、平和と人権を基盤にした市民社会の担い手づくりや地域における共生の文化の創造を目指すものです。
- 平成18年12月には「教育基本法」が改正され、「学校、家庭及び地域住民の相互の連携協力」が示されました。このことから学校、地域、家庭が連携して子どもたちの健全育成を図るために福祉教育が重要になってきており、現在、学校においては、小中学生のボランティア体験などを通じた福祉教育を推進しています。
- 福祉教育は、従来、主として学校教育の中で実践されてきました。また、地域福祉の担い手づくりにおいては、学校教育だけでなく老人大学講座などを生涯学習の場として、福祉について学び、体験する環境づくりを進めてきました。

②課題

- 「福祉への無関心化」、児童、障害者、高齢者、その他社会的支援が必要な方々への正しい理解が十分でないことが懸念される状況の中で、地域福祉の推進のためには、子どもから大人までの一貫した福祉教育を一層充実していくことが大切です。
- 現在、学校教育において障害・高齢疑似体験やボランティア体験などの取り組みは行われていますが、今後は、学校と地域が連携・協働して、地域福祉を推進するための福祉教育を幅広くとらえる視点が必要です。
- このため、行政においても福祉と教育の垣根を越えた連携協力が必要不可欠です。そして、学校と社会福祉協議会や地域との協働参画により、福祉教育実践の充実を図り、地域福祉の観点に基づく教育内容の工夫などを図ることが重要です。
- 地域福祉を「地域における共生の文化を創造する活動」と位置づけ、生涯学習の場における実践的学習や、地域において学ぶ機会づくりなどを推進していくことも必要です。

③施策の展開

■すべての市民に対する福祉教育の実施

市民一人ひとりの「自助」「共助」「公助」の意識と福祉についての正しい理解の醸成を進めるため、すべての市民に対してライフステージ^(注)に応じた福祉教育を、市、社会福祉協議会等が連携をして実施していきます。

■学校教育における福祉教育の推進

次世代の地域福祉の担い手となる子どもたちに対して、学校と地域等が連携・協働することによって、異世代交流やボランティア体験等により、すべての人々が共に生き、共に育つ地域福祉の実現をめざす、思いやりと助け合いの心が育まれるよう福祉教育の推進を図っていきます。

■生涯学習における福祉教育の推進

(仮称)「第三次東大阪市生涯学習推進計画」において、福祉教育の位置づけを明確にし、地域福祉のあり方やその担い手づくりの重要性について、学習する機会を充実させるなど福祉教育の推進を図っていきます。